

久留米市長選挙立候補予定者の公開質問状の回答（公開）

平成30年1月5日

「だれもが安心して暮らせる久留米市条例をつくる会」では、1月21日に投開票される、久留米市長選挙に立候補を予定されている方へ、障害者差別解消などに関する公開質問状を出させていただきました。この度、立候補を予定されている三人の方からご回答をいただきましたので、公開させていただきます。

久留米市長選挙立候補予定者への公開質問状 回答

質問事項	田中稔氏	大久保勉氏	宮原信孝氏
1. 平成28年4月に、障害者差別解消法が施行されましたが、障害者に対する差別が十分に解消されていると思いますか？	「枠組み」は施行されましたが、まだまだ、現実には、理想の道半ば、寛容があり、多様性を認める社会は程遠いと感じています。一人一人が、痛みを感じることが出来れば良いです。	内閣府の世論調査や久留米市民意識調査では、多くの人が障害者差別解消法を「知らない」と回答しており、久留米市障害者生活実態調査でも、法施行後、障害者に対する差別的な取扱いが減ったと回答した人はごくわずかでした。すべての人が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら生活できる社会を実現するためにも、まずは、より多くの方々にこの法を知っていただき、正しく理解してもらう必要があると考えます。	公共施設・道路その他において、障がいをもつ方々が、健常者と同様に利用できる配慮が十分になされているとは言えないと考えます。また、障がいを持つ方々のご苦労や生活がどのようなものかということについて健常者と呼ばれている方々が十分に理解しているとは思えません。従って、障がい者に対する差別も十分には解消されていないと考えます。
2. 障害者差別解消のために、どのように取り組んでいけますか？	私が市長になれば、まずは、市内の現状をつぶさに拝見します、その上で、すべての団体やグループ、個人のかたの総意となる「プロジェクト会議」(座長は理想である女性の副市長、もちろん私も参加します) 立上げて、検証から前に進みます。	障害者差別解消のためには、より多くの市民が問題意識を共有するなど、社会全体が一丸となって取り組まなければならないと認識しています。そのためには、まず、市民の皆さんが、「差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮」について、よりイメージし理解しやすいよう具体的な事例などを用い、あらゆる機会を利	障害者差別解消法を学び、同法を知るためのシンポジウムを開くなど当事者、親等関係者、更には一般の方々へと学習の場を広げ、市条例制定を目指し活動されている市民の方々がいらっしやることを承知しています。このような市民の方々の活動の輪が広がっていくように、行政や議会との話し合いの場を設ける

		<p>用した周知・啓発に努めます。また、相談体制や問題解決を図るための「障害者差別解消支援地域協議会」の設置等、障害のある人が声を上げやすい環境の整備にも取り組みます。</p>	<p>など支援して参ります。</p>
<p>3. 障害者差別をなくす条例の制定と、条例制定への過程で当事者の参画について、お考えをお聞かせください。</p>	<p>当然、現在、その境遇にある皆さまの声が最も優先して重要であるので、公平な選定をさせていただき、「会議」に参画いただきます。</p>	<p>法施行だけでは障害者差別解消が進まない現状を踏まえると、障害者差別解消条例は有効な手段の一つであると考えられるため、その制定について前向きな検討を進めます。その際には、久留米市が現在策定中の「久留米市障害者福祉計画」等において、障害者やその家族、関係団体などに参画いただいていることを継承し、条例にも当事者の意見を反映することが重要であることから、その制定過程に当事者に参画していただく必要があると考えます。</p>	<p>障がい者差別をなくす条例の制定については、上記2の通りです。条例制定の過程で当事者が参画することは、当事者の生の声を聴き問題点を明らかにしていく上で極めて重要です。条例制定の道筋が市議会との間でつくられた場合には、対等なパートナーとして参加いただくべきと考えます。</p>
<p>4. 障害者施策の中で、特に取り組みたい点は何ですか？</p>	<p>単なる、バラマキでない、障害者の皆さまの、一人一人が、その程度に応じて、暮らせる＝働ける場所、居場所、を市内に作り（今、ある施設も当然活用し、さらに必要ならば、不足している部分を補完する部分の機能）ます。</p> <p>久留米で『障害者の全国文化大会』『スポーツ大会』などを開催することも、市民の皆さまにボランティア活動でお手伝いしてもらえれば、啓発運動にもなるかと思えます。</p>	<p>障害者も地域社会の一員として役割を果たし、すべての住民が支えあう共生社会の実現に取り組みます。また、基本的な障害者福祉サービスが、それを必要とする人に確実に届くことが最も重要ですので、相談支援体制である障害者基幹相談支援センターの体制強化を図ります。その上で、特に、医療的ケアを必要とする重度の障害児者やそのご家族への支援の更なる拡充、また、災害発生時における要援護者支援を進めます。</p>	<p>公務員、医療・介護従事者、公共交通機関及び民間を含む公共施設の従業員に対する、また、地域コミュニティにおける障害者差別解消法及び同法に関連する諸問題についての学習・研修の奨励。道路、公共施設、公共交通機関における障がい者が健常者と同様に利用できる環境づくりへの努力奨励。</p>

		<p>さらに、障害児者の療育、保育、教育から就労まで一貫した支援を進め、障害者が地域において自立した生活が続けられるような施策の充実に積極的に取り組みます。</p>	
<p>5. その他</p>	<p><u>私の原点</u>:私の伯父は 幼少に脳性マヒで、知恵遅れ(幼稚園児 程度の言語能力と当時、すでに 60 年ほど前ですが、言われておりました)、手足がマヒして、歩くのは歩けますが、ゆっくりとでした。私は、祖母や妹である母の苦労を見てきて、「どうして伯父さんがこんなことになるのだ」と悲しい気持ちをずっと持ってきました。今は、すでに伯父も母も他界しましたが、時折、同じような境遇の方を見ると、当時の思い出がよみがえります。</p> <p>一番問題は、家族に余力があれば良いですが、「苦しい」家庭の皆さまではないか、それを支える、「自助」「共助」「公助」をどうして組み立てるか、、単に、「あわれみ」(失礼します)でない、『共に生きる、寄り添う』環境が重要と思います。まだまだ、心無い 一部の社会的な偏見や差別、いやがらせがあるようですが、断じて許せません。</p>		